

- 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）  
 (抄)

改 正 後	改 正 前
<p>第一・第二 略</p> <p>第三 介護サービス</p> <p>一・二 略</p> <p>三 訪問看護</p> <p>1・2 略</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成</p> <p>①～⑥ 略</p> <p>⑦ 看護師等は、訪問看護報告書には、訪問を行った日、提供した看護内容、サービス提供結果等を記載する。なお、第70条に規定する報告書は、訪問の都度記載する記録とは異なり、主治医に定期的に提出するものをいい、<u>当該報告書の記載と先に主治医に提出した訪問看護計画書(当該計画書を居宅基準第69条第4項において診療記録の記載をもって代えた場合を含む。)</u>の記載において重複する箇所がある場合は、<u>当該報告書における重複箇所の記載を省略しても差し支えないこと</u>とする。</p> <p>⑧・⑨ 略</p> <p>(7)・(8) 略</p> <p>四～十二 略</p> <p>第四 介護予防サービス</p> <p>一・二 略</p> <p>三 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>1・2 略</p> <p>3 介護予防訪問看護</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 指定介護予防訪問看護の具体的な取扱指針</p> <p>①～③ 略</p>	<p>第一・第二 略</p> <p>第三 介護サービス</p> <p>一・二 略</p> <p>三 訪問看護</p> <p>1・2 略</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成</p> <p>①～⑥ 略</p> <p>⑦ 看護師等は、訪問看護報告書には、訪問を行った日、提供した看護内容、サービス提供結果等を記載する。なお、第70条に規定する報告書は、訪問の都度記載する記録とは異なり、主治医に定期的に提出するものをいう。</p> <p>⑧・⑨ 略</p> <p>(7)・(8) 略</p> <p>四～十二 略</p> <p>第四 介護予防サービス</p> <p>一・二 略</p> <p>三 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>1・2 略</p> <p>3 介護予防訪問看護</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 指定介護予防訪問看護の具体的な取扱指針</p> <p>①～③ 略</p>

④ 同条第10号から第13号は、介護予防訪問看護計画に定める計画期間終了後の当該計画の実施状況の把握（モニタリング）、当該モニタリングの結果も踏まえた介護予防訪問看護報告書の作成、当該報告書の内容の担当する介護予防支援事業者への報告及び主治医への定期的な提出を義務づけたものである。

看護師等は、介護予防訪問看護報告書に、訪問を行った日、提供了した看護内容、介護予防訪問看護計画書に定めた目標に照らしたサービス提供結果等を記載する。なお、当該報告書は、訪問の都度記載する記録とは異なり、主治医に定期的に提出するものといい、当該報告書の記載と先に主治医に提出した介護予防訪問看護計画書（当該計画書を予防基準第76条第15号において診療記録の記載をもって代えた場合を含む。）の記載において重複する箇所がある場合は、当該報告書における重複箇所の記載を省略しても差し支えないこととする。

看護師等は、介護予防訪問看護報告書に記載する内容について、担当する介護予防支援事業者に報告するとともに、当該報告書自体は、主治医に提出するものとする。

なお、管理者にあっては、介護予防訪問看護計画に沿った実施状況を把握し、計画書及び報告書に関し、助言、指導等必要な管理を行わなければならない。

(3) 略

4～12 略

④ 同条第10号から第13号は、介護予防訪問看護計画に定める計画期間終了後の当該計画の実施状況の把握（モニタリング）、当該モニタリングの結果も踏まえた介護予防訪問看護報告書の作成、当該報告書の内容の担当する介護予防支援事業者への報告及び主治医への定期的な提出を義務づけたものである。

看護師等は、介護予防訪問看護報告書に、訪問を行った日、提供了した看護内容、介護予防訪問看護計画書に定めた目標に照らしたサービス提供結果等を記載する。なお、当該報告書は、訪問の都度記載する記録とは異なり、主治医に定期的に提出するものという。

看護師等は、介護予防訪問看護報告書に記載する内容について、担当する介護予防支援事業者に報告するとともに、当該報告書自体は、主治医に提出するものとする。

なお、管理者にあっては、介護予防訪問看護計画に沿った実施状況を把握し、計画書及び報告書に関し、助言、指導等必要な管理を行わなければならない。

(3) 略

4～12 略